

随時記者発表

はじめよう、つづけよう。

「北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 北海道スタイル

項 目	「新しい旅のスタイル」の延長及び同居者要件の廃止について		
区 分 等	発 表	11月15日 15時00分	説明者
	資料配付	11月15日 15時00分	
添 付 資 料	「新しい旅のスタイル」概要資料		
発 表 要 旨	<p>旅行割引事業の展開にあたり段階的に緩和を進めていく観点から、11月15日（月）チェックアウトまでを割引の対象としている「新しい旅のスタイル」につきまして、次のとおり同居者要件を廃止のうえ、延長しましたのでお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 同居者要件の廃止 「新しい旅のスタイル」においては、これまで対象者を同居者または個人の道民の方に限定してきましたが、11月15日（月）チェックイン分から、同居者以外の道民の方との宿泊旅行も対象とします。</p> <p>2 延長後（同居者要件廃止後）の実施期間 （1）予約・販売期間 令和3年11月14日（日）正午から12月4日（土）まで （2）割引の対象となる期間 令和3年11月15日（月）チェックインから 令和3年12月5日（日）チェックアウトまで</p> <p>3 申請受付（受付期間を延長しました） （1）新たに「新しい旅のスタイル」に参画希望の事業者 ①昨年度の「どうみん割」に参画済の事業者 ・WEB申請を令和3年11月24日（水）までに行った後、原本を令和3年11月26日（金）必着で申請書類を郵送 ②昨年度の「どうみん割」に参画していない事業者 ・令和3年11月26日（金）必着で申請書類を郵送 （2）既に「新しい旅のスタイル」に参画済事業者 申請不要</p> <p>4 問い合わせ先 事務局（営業時間：平日10:00～17:00（土日祝休業）） 電 話：011-208-7002 E-mail：jimukyoku@douminwari.com</p>		
担 当	日高振興局 産業振興部 商工労働観光課 商工労働観光課長 伊藤 秀和 観光振興係長 山口 雄司 （電話：0146-22-9283）		

「新しい旅のスタイル」 (R3. 11. 15~12. 5)

感染防止対策を徹底した「新しい旅のスタイル」の普及・定着を図る

対象	道民の道内旅行 ※ <u>同居者以外との旅行も対象</u>	対象商品	宿泊旅行商品
割引額	最大半額 ※ 1,500円～上限1万円 (離島特例は2,000円～上限1万2千円)	対象事業者	・ 宿泊事業者 ・ 観光協会 ・ 旅行会社
実施時期	11 / <u>15 (月)</u> チェックイン ~ <u>12 / 5 (日)</u> チェックアウト		

利用者	事業者
<ul style="list-style-type: none">○ 「黙食・黙浴」の推奨○ 北海道コロナ通知システム等の登録○ 感染対策の同意書の提出○ アンケートの提出	<ul style="list-style-type: none">○ 「黙食・黙浴」のポスター等を掲示○ 部屋食または同居者限定テーブルの実施○ 誓約書の提出○ 抜き打ち検査の実施

事業停止にあたっての圏域区分

- ① 札幌市 ② 道央1 (石狩 (札幌市を除く)、空知) ③ 道央2 (後志、胆振、日高)
④ 道南 (渡島、檜山) ⑤ 道北 (上川、留萌、宗谷) ⑥ 道東 (オホーツク、十勝、釧路、根室)